

平成 28 年 7 月 7 日作成

平成 29 年 3 月改訂

瑞浪市附属機関等に関する基本方針

第1 趣旨

この方針は、まちづくり基本条例（平成 27 年条例第 2 号）に定めるまちづくりの基本原則に基づき、行政の効率化を図り、協働の市政を進めるため、附属機関及び懇談会等の取り扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この方針において、用語の定義を次のとおりとする。

- (1) 附属機関 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項及び第 202 号の 3 第 1 項の規定に基づき、外部の有識者等が加わる会議で、調停、審査、諮問又は調査等を目的として、法律又は条例により設置する会議
- (2) 懇談会等 行政運営上の参考とするため、要綱等の内部規定により外部の有識者、団体代表等の意見を聴取する場として開催する会議

2 市の職員のみを構成員とするものは、この方針において対象としない

第3 附属機関の設置

附属機関を設置する場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市民の意見の反映、高度な専門的知識の導入を図るため、調停、審査、諮問、調査等を要請する機関が必要であること。
- (2) 個別の意見聴取、単独の会議開催、世論調査等ではその目的を達成することができないこと。
- (3) 機能の追加等により目的を達成することができる適当な既存の附属機関がないこと。
- (4) 設置の目的、審議事項等が重複又は類似する附属機関が存在しないこと。

2 附属機関の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置期間を設けるものとする。

3 法令により設置が義務付けられているものを除き、附属機関の設置目的、所掌事務又は構成員が他の附属機関等と類似又は重複しており、行政の総合性、効率性の観点から統合が望ましいものは、統合するものとする。

4 次のいずれかに該当する附属機関等は廃止するものとする。

- (1) 設置目的が達成されたもの
- (2) 活動が著しく不活発なもの
- (3) 必要性がなくなったもの
- (4) 他の行政手段等で代替可能なもの

第4 附属機関の委員

附属機関の委員は、その設置目的に基づき選任することとし、効率性等の観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令に定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 委員数は、原則として15人以内とする。
- (2) 第2次みずなみ男女共同参画プランに基づき女性委員の積極的な登用を図り、女性委員の構成割合を35%以上とするよう努めるものとする。
- (3) 公募委員については、まちづくり基本条例に基づき市政への市民参加を促進するため、本市の公募委員制度の適切な運用を図り、公募委員の構成割合を10%以上とすることを基本とする。
- (4) 市議会議員は、法令に定めのある場合又はその他の特別な理由のある場合を除き、委員に選任しない。
- (5) 市職員は、法令に定めのある場合又はその他の特別な理由のある場合を除き、委員に選任しない。
- (6) 委員の任期は、法令に定めるもののほか、2年以内を原則とする。
- (7) 委員の再任については、その在任期間が通算で3期又は10年を超えてはならない。ただし、専門的な知識経験を有する者で、他に適当な人材を得られない場合は、この限りでない。

第5 委員の報酬及び費用弁償

附属機関の委員の報酬の額は、瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）に基づき支給する。

2 委員が会議等に出席する場合において、条例に基づき費用弁償を支給する基準は、別に定める。

第6 懇談会等の開催

懇談会等を開催する場合は、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 懇談会等の名称は、審査会、審議会、調査会、委員会等附属機関との誤解を招く名称を用いてはならず、懇談会、懇話会、研究会等の名称を用いて会議の性格を明らかにすること。ただし、法令に定めがある場合はこの限りでない。
- (2) 「審議する」、「答申する」、「調査する」等附属機関との誤解を招く事項を規定しないこと。
- (3) 参加者の定数や、定足数等合議体と見なされる恐れのある事項及び答申、建議等合議体として行う事項は、規定しないこと。

2 懇談会等の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該懇談会等の開催期間を設けるものとする。

第7 懇談会等の参加者

懇談会等の参加者の選任については、附属機関の委員の選任に関する規定を準用する。
ただし、定数及び任期については、基本的に定めないものとする。

2 懇談会等の参加者については、参加依頼によるものとし、委嘱は行わない。

第8 参加者の謝礼及び費用弁償

参加者の謝礼の額及び費用弁償を支給する基準は、別に定める。

第9 会議の運営及び公開等

附属機関及び懇談会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 法令又は条例等により会議が非公開とされている場合

(2) 瑞浪市情報公開条例に規定する不開示情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が、当該附属機関の会議に諮って行うものとする。

3 懇談会等の会議の公開又は非公開の決定は、市が行うものとする。

4 附属機関又は市は、会議を非公開とする場合は、その理由を明らかにするものとする。

5 附属機関及び懇談会等は、会議開催日等に関する情報を市のホームページ等で周知するものとする。

6 附属機関及び懇談会等は、会議録及び会議資料を市のホームページで公開するものとする。

7 会議の開催時期や開催時間の設定により、委員が会議に参加しやすい環境の整備を行うものとする。

第10 方針の管理

この方針の管理は、総務課において行うものとする。